

平成 27 年 4 月 1 日付けで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されたことに伴い、契約書様式の一部を以下のように改正しました。

改正後の様式については、平成 27 年 9 月 3 日以降の契約から適用とします。

## 工事請負契約書

改正後	現行
<p>様式第 1 号</p> <p>工 事 請 負 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 47 条（略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第 48 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第 49 条～第 58 条（略）</p>	<p>様式第 1 号</p> <p>工 事 請 負 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 47 条（略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第 48 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第 49 条～第 58 条（略）</p>

## 設計業等委託契約書

改正後	現行
<p style="text-align: center;">様式第 2 号</p> <p style="text-align: center;">設計業等委託契約書</p> <p>第 1 条～第 44 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 45 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 46 条～第 55 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">様式第 2 号</p> <p style="text-align: center;">設計業等委託契約書</p> <p>第 1 条～第 44 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 45 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 46 条～第 55 条 (略)</p>

## 業務等委託契約書

改正後	現行
<p>様式第 3 号</p> <p style="text-align: center;">業 務 等 委 託 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 34 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 35 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第 63 条第 2 項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 36 条～第 43 条 (略)</p>	<p>様式第 3 号</p> <p style="text-align: center;">業 務 等 委 託 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 34 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 35 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第 51 条第 2 項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 36 条～第 43 条 (略)</p>

## 物品売買契約書

改正後	現行
<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">物 品 売 買 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 22 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 23 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第 63 条第 2 項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 24 条～第 31 条 (略)</p>	<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">物 品 売 買 契 約 書</p> <p>第 1 条～第 22 条 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 23 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第 51 条第 2 項</u>の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 24 条～第 31 条 (略)</p>